

河川の汚れを防ぎ、水をきれいにしましょう

令和7年度 合併処理浄化槽の 補助金の申請を受け付けます

≫対象地域

町内全域（ただし、公共下水道及び農業・林業集落排水事業等の区域となる地域は、対象外です。）

≫対象事業

専用住宅に10人以下の合併処理浄化槽を設置する場合で、次の条件を満たすもの。

(1)美作県民局環境課へ浄化槽設置の届出をし、審査を受けていること、及び都市計画区域内は建築確認を受けていること。

(2)専用住宅を借りているときは、所有者の承諾を得ていること。

(3)令和8年3月末日までに事業が完了し、実績報告書が提出できること。

≫申請期間

令和7年4月1日（火）～令和7年12月末頃

※12月の締切日は決まり次第広報並びHPへ掲載予定

申請書類は本庁上下水道課にあります。また、鏡野町のホームページからもダウンロードできます。

≫申請受付採択基準

(1)公共下水道及び農業・林業集落排水事業の全体計画区域外の地域。（全体計画区域内でも一部補助対象になる地域もあります。）

＊ 申請の採択は予算の範囲内とし、先着順で受け付けを行います。

令和7年度は11基を予定しています。

(2)前年度分までの税金等を完納していること。（税金等とは、鏡野町税条例第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、保育料及び学校給食費等。）

≫補助金限度額

令和7年度の補助金額は、下表のとおりです。詳しくは、上下水道課へお問い合わせ下さい。

人槽区分	限度額	加算額
5人槽	332,000 円	256,000 円
7人槽	414,000 円	312,000 円
10人槽	548,000 円	448,000 円

※浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではありません。詳しくは、美作県民局（建築確認担当）へお尋ね下さい。

※下水道整備全体計画区域内で区域外の地域には限度額を交付します。

※下水道整備全体計画区域外の地域には限度額+加算補助金を交付します。

※浄化槽の設置に伴って単独処理浄化槽の撤去が行われる場合には、限度額に撤去に要する費用の額(上限12万円)を加えた額を限度額とします。

※単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置に付帯して宅内配管工事が行われる場合には、この表の限度額に当該宅内配管工事に要する費用の額（上限30万円）を加えた額を限度額とします。

≫お問い合わせ先

鏡野町役場 上下水道課 担当：駒牧 ●0868-54-0001（直通）

合併浄化槽の特長は

1. 処理能力が優れている。

BOD除去率90%以上、放流水のBOD20 mg/l以下に排水を浄化します。

2. 短期間で設置できる。

取付け工事が簡単で、工期約1週間という短期間で設置できるため投資効果がすぐ現われます。

3. 地形の影響を受けずに、どこにでも設置可能

駐車場1台分の面積があれば充分。コンパクトな施設ですから設置場所を選びません。

4. 自然の浄化能力も活用し、清流を回復

河川の自然浄化能力を活用するとともに、河川の水量確保も可能になります。